



四 国
えひめ
TOBE

砥 部



第2次 砥部町総合計画

まちづくりの手引書



愛媛県 砥部町

はじめに



平成 17 年 1 月に砥部町と広田村が合併して、新たな「砥部町」となって 13 年が経過しました。この間、「第 1 次総合計画」において、「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」を将来像とし、豊かな自然と快適な住環境との調和を図りながら、それぞれの地域が守り育ててきた文化や資源を活用し、様々な取組を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進行、情報のグローバル化などにより、社会情勢が大きく変化する中、地域課題はますます複雑かつ多様化しています。

こうした情勢の中、地域課題を適確に捉え、戦略的かつ持続可能なまちづくりを展開するため、これから 10 年間のまちづくりの指針となる第 2 次総合計画を策定いたしました。

第 2 次総合計画では、「文化とところがふれあうまち」を将来像に掲げ、第 1 次総合計画の方向性を引き継ぐとともに、「人と地域のつながりを活かした協働によるまちづくり」、「誰もが住みやすく、住みたいと思えるまちづくり」、「将来にわたって持続可能なまちづくり」を共通テーマとして重点的に推進することで、目指すべき将来像の実現に向け、力強く推進したいと考えています。

そして、住民が地域の主役となり、地域を誇れるようなまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました砥部町総合計画等審議会委員の皆様をはじめ、ご意見をいただいた関係団体及び住民の皆さま方に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

砥部町長 **佐川秀紀**

目次

序 論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 社会動向	4
3 計画の位置づけと役割	6
4 計画の構成と期間	7
第1部 本町について	9
1 本町の地域特性	10
2 住民の思い	14
3 現状分析まとめ	23
第2部 基本構想	25
1 まちの目指す姿	26
2 まちづくりの共通テーマ	30
3 分野別目標	34
4 計画の全体像	36
第3部 基本計画	37
基本計画体系図	38
やすらぎ	41
目標1 だれもが地域で幸せに暮らすことができるまちを実現します	42
目標2 防災・防犯に取り組み、安全で安心して暮らすことができるまちを実現します	50
はぐくみ	55
目標3 未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちを実現します	56
目標4 身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちを実現します	61
目標5 文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちを実現します	66
いざなり	71
目標6 多彩な地域資源を活かし、人や地域が潤うまちを実現します	72
目標7 多くの人々が訪れる交流の活発なまちを実現します	79
かいてき	83
目標8 快適な住民生活を支える社会基盤を実現します	84
目標9 豊かな自然と共に生きる環境整備を実現します	89
目標10 人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営を実現します	93
資料	99
1 諮問書	100
2 答申書	101
3 砥部町総合計画等審議会委員名簿	102
4 団体意識調査依頼団体名	103
5 成果指標一覧表	104



序 論

■総合計画策定の概要を記載しています。

1

計画策定の趣旨

これまで総合計画は、
まちの最上位計画として存在してきました。
しかし、平成 23 年に地方自治法の一部が改正
されたことにより、法律に基づく地方自治体の
総合計画（基本構想）策定義務がなくなったことで、
新たな局面を迎えています。

まちによって計画のカタチや捉え方が変わる中、
変わらないものは、「まちづくりの手引書」としての
機能だと考えます。

単に計画をつくるのではなく、
砥部町に関わる全ての方と一緒につくっていく、
そんな計画であることが
重要だと考えています。



(1) 総合計画をめぐる動き

総合計画（基本構想）の策定にあたっては、平成 23 年の地方自治法の一部改正により、法律に基づく地方自治体の策定義務がなくなりました。この法改正は、市町村の自主性及び自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

また、急速な少子高齢化の進展を迎え、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が平成 26 年 11 月に施行されました。

(2) 策定の背景

我が国では、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構造の変化、経済成長の鈍化、住民参加型社会への移行など、社会経済情勢は変化する中、複雑かつ多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、砥部町（以下「本町」という。）では、住民ニーズをとらえた戦略的なまちづくりを展開し、持続可能なまちづくりをする必要があります。

(3) 第2次総合計画の趣旨

社会情勢が変化する中、人々の価値観は、これまでの成長型社会で求められてきた「物の豊かさ」から「心の豊かさ」が重視されるようになり、今後、本町で幸せな生活を実現するためには、多様化するニーズに対して、真摯に向き合う必要があります。

第2次総合計画では、これまで築き上げてきた施策を継承しながら、住民が本町への愛着と誇りを醸成し、ますます元気なまちとなるように、住民、地域及び行政が一体となってまちづくりを推進するための「まちづくりの手引書」としての計画とします。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月）によると、日本の人口は、平成 38 年（2026 年）に 1 億 2,000 万人を、平成 60 年（2048 年）には 1 億人を下回ると推計されています。

一人の女性が生涯に産む子ども数を表す合計特殊出生率は、平成 27 年（2015 年）で 1.46 と回復基調にあります。依然として低水準で推移しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

(2) 協働意識の高まりと地域コミュニティ機能の強化

家族の形態や価値観の多様化を背景に、従来型の地域コミュニティの衰退が懸念される一方で、中高年層を中心に社会貢献活動への参加意欲が高まっています。

これからのまちづくりは、住民と行政が対等なパートナーとして情報や課題を共有し、協働によるまちづくりを進めていくことが大切であり、安心して住民生活を送ることができるよう、公共的活動を担う住民活動の活性化と地域コミュニティ機能の強化に向けた取組が求められています。

(3) 安全・安心志向の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災以降、自然災害に対する危機意識と地域の絆に対する重要性の認識が高まっており、防災対策の強化や地域防災体制の充実が求められています。

凶悪犯罪や大規模事故、テロの発生など、安全・安心への関心はますます高まっており、防犯や危機管理体制の強化が求められています。

(4) 地球規模での環境問題の深刻化

温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化の進行は、異常気象の発生、食糧生産や生物多様性への悪影響などが懸念されます。

環境負荷を軽減し、限りある資源に配慮した循環型社会への転換に向け、行政、事業者、団体及び個人が一層意識を高め、自らの立場で具体的な行動を実践していくことが求められています。

(5) 情報化の進展

インターネットやスマートフォンをはじめとするICT[※]の進歩やSNS[※]の普及などに伴い、日常生活の利便性の向上や、情報のグローバル化の進展など、社会経済活動に変化がもたらされています。

近年注目されているIoT[※]の技術革新は、産業の生産性及び効率性の向上、新産業の創出のみならず、少子高齢化やエネルギー問題などの解決につながる可能性があり、産業構造及び社会構造が劇的に変化することが予想されます。

(6) 地方創生のはじまり

人口の東京一極集中など、大都市への人の流れがみられ、地方における人口減少と高齢化が進行しています。

地方の活力を維持し、創出するためには、持続的な経済活動が重要であることから、産業の活性化に取り組むとともに、定住人口や交流人口の増加を図るためのまちづくりを模索していくことが求められており、全国で地方創生に向けた動きがスタートしています。

(7) 地方分権に根差した自主・自立のまちづくり

国から地方へ権限や財源が移譲され、地方自治体の運営において、自主性及び自立性が求められています。

多様化する行政課題や住民ニーズに的確に応えるとともに、地域の特色を活かしたまちづくりを行うため、より一層の創意工夫と自らの責任と判断による行政経営能力が求められています。

町税をはじめとする収入は、中長期的に横ばいまたは減少が見込まれる一方で、社会保障費は増大するという傾向が続くことが予想される中、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行うことが求められています。

※ICT：情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称のこと。

※SNS：自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。

※IoT：様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

3

計画の位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画であり、これから10年間のまちづくりの方向を示すものです。

(2) 計画の役割

本計画における基本的な役割について、次のとおり整理します。

①行政運営の基本となる最上位計画

本町の将来像の実現に向けた行政運営の指針となるとともに、分野別にまちづくりを進める上での最上位の指針としての役割を果たします。

②住民と将来像を共有し、協働で進めるまちづくり計画

住民のまちづくりへの興味や関心を深めるとともに、住民と行政が連携し、協働のまちづくりを進める上で、共有すべき指針としての役割を果たします。

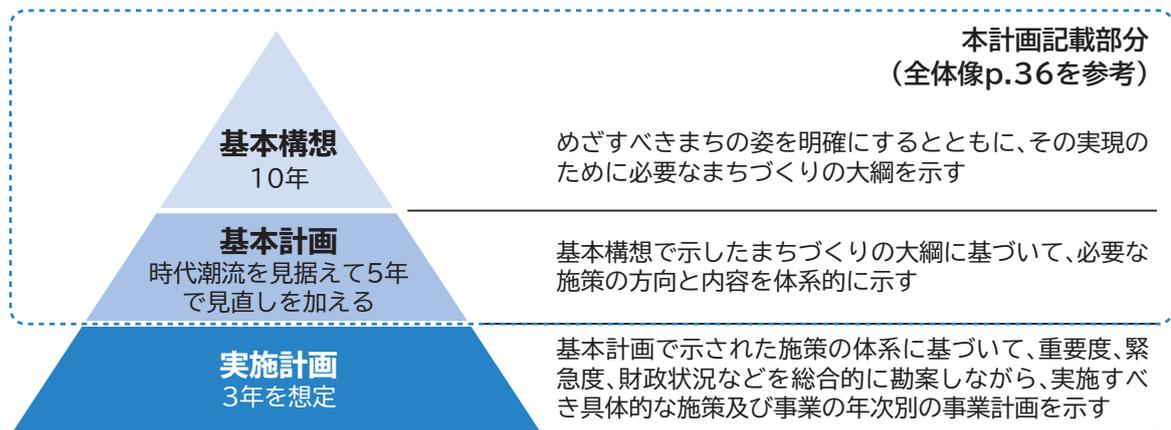
③将来像を実現するための行政経営計画

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針であり、個別の計画や施策の基本となる役割を果たします。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画全体の構成、内容、期間及び役割については次のとおりです。



①基本構想

住民と行政の共通の目標として、まちづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すものです。

②基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、その実現に必要なとする政策を分野別に体系化し、各政策の展開方針、指標及び役割などを示すものです。

③実施計画

基本計画に定めた施策を実行するため、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。

4 計画の構成と期間

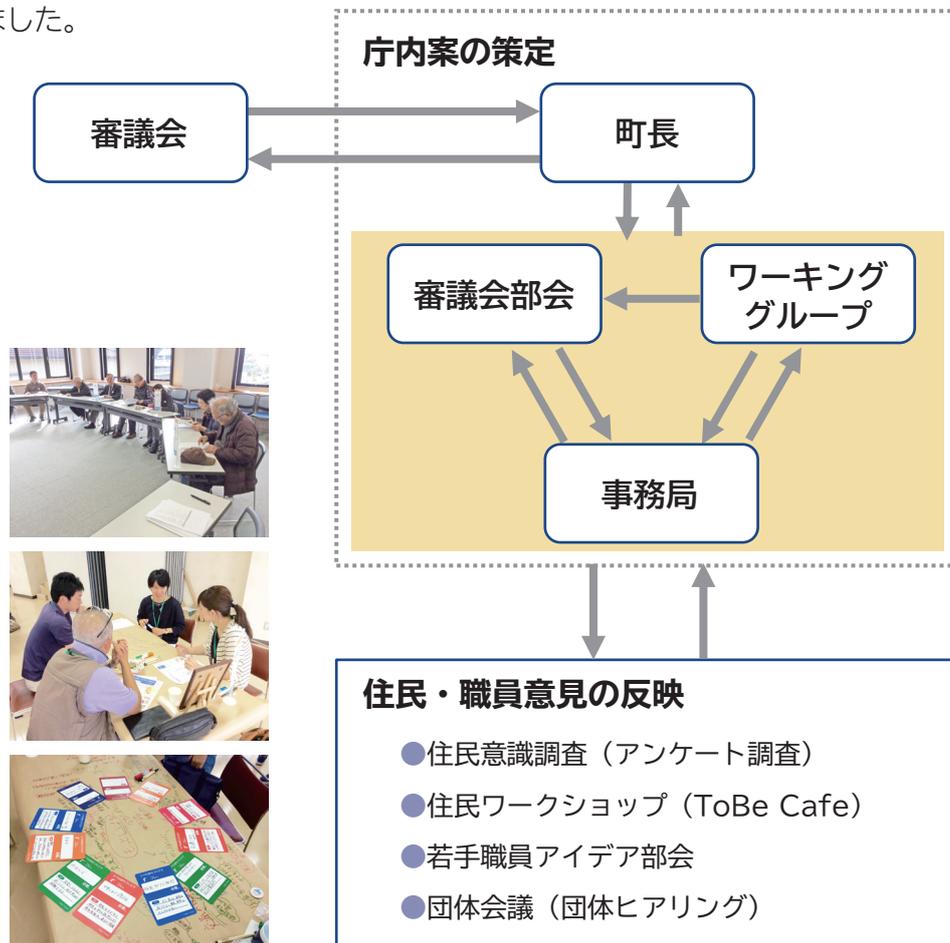
(2) 計画期間

第2次総合計画において、基本構想の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）の10年間とします。

なお、基本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）を前期、平成35年度（2023年度）から平成39年度（2027年度）を後期とし、実施計画については3年単位で毎年見直しを行います。

(3) 策定体制

第2次総合計画の策定にあたっては、住民の意見を取り入れるため、下記の策定体制で策定しました。



■ 会議の役割

- 審議会：町長からの諮問により総合計画案を審議し、町長に答申する。
- 審議会部会：審議会で審議する総合計画案を分野ごとに検討する。
- ワーキング：審議会部会で検討するための総合計画案を協議・作成する。
- 事務局：総合計画策定に関する事務全般を担う。